

## 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領

制定令和2年3月31日付け元農振第2792号  
最終改正令和8年4月7日付け7農振第3007号

農林水産省農村振興局長

### 第1 趣旨

- 1 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の1に掲げる中山間地域総合整備事業（以下「総合整備事業」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、要綱によるほか、この要領に定めるところによる。
- 2 要綱第2の2に掲げる実施計画等策定事業（以下「実施計画等策定事業」という。）に係る運用については、要綱及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容

- 1 総合整備事業の内容は、自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、別に定める要件を満たす地域（以下「中山間地域等」という。）において、農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を実施する事業とし、次の全てに該当する事業であること。
  - (1) 別表区分の欄1及び2の事業種類の欄に掲げる事業のうち2以上を行うもの。
  - (2) 別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち1以上を行うもの。
- 2 実施計画等策定事業の内容は、総合整備事業の実施に際し、当該事業に必要な諸条件について調査、計画又は設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業（以下「計画策定事業」という。）及び換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況、関係農家の意向等の把握、事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う事業（以下「経営体育成促進換地等調整事業」という。）とする。

### 第3 事業実施区域

本事業に係る要綱第3の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）

が別に定める要件は、次のとおりとする。

1 事業実施区域が次に掲げる要件を満たす中山間地域等であること。

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域とは、次のいずれかの条件を満たす地域とする。

ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

⑥ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ アに準ずる地域であり、次のいずれかに該当する地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下（1）において同じ。）が特に必要と認める市町村

① アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同等の自然的、社会的、経済的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村。なお、この場合において、自然的条件については、市町村単位で判断して、（2）に規定する林野率及び農用地の主傾斜の要件と同等であると認められる場合も含めることができるものとする。

- ② 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）別表第 1 の第 11 号に定める指定地域を区域とするか、又は区域として含む市町村
- ウ 農業生産基盤整備事業のうち別表区分の欄 1 の事業種類の欄(9)に掲げる事業を実施する場合に当たっては、今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であって、アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同様に自然的、経済的、社会的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村
- (2) 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあっては林野率が 50 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域とする。
- 2 事業実施区域が次に定める要件を満たす地域であること。
- (1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域
- ① 販売額の増加
- ② 営農コストの削減
- ③ 集出荷・加工コストの削減
- (2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域
- ① 耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む
- ② 水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む

#### 第 4 事業実施主体

要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者は、次に定めるとおりとする。

- 1 総合整備事業及び計画策定事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 2 別表区分の欄 2 の事業種類の欄(5)又は(8)に掲げる事業を実施する場合にあっては、都道府県、市町村又は地域協議会等とする。
- 3 2 の地域協議会等とは、中山間地域の振興に資する協議会であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
- (1) 次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。
- ア 目的
- イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
- ウ 意思決定の方法
- エ 解散した場合の地位の承継者
- オ 事務処理及び会計処理の方法
- カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項  
(2) 地域協議会の構成員に都道府県又は市町村を含んでいること。

- 4 総合整備事業を行うに当たっては、一の地区につき一の事業計画を作成し、事業の種類に応じて、一の事業計画につき一の事業実施主体が実施するものとする。
- 5 都道府県が実施する事業（以下「県営事業」という。）において、農業生産基盤整備事業のうち別表区分の欄1の事業種類の欄(9)に掲げる事業を実施する場合に当たっては、土地改良区等交換分合事業の実施を希望する者から申請があった場合は、当該土地改良区等が都道府県知事と協議して実施するものとする。
- 6 経営体育成促進換地等調整事業の実施主体は、土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認める者とする。

## 第5 計画の作成

- 1 事業実施主体は、別紙運用の第3の1の(6)により承認された生産基盤保全・再編整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、地元住民等の意向が十分に反映され、農村振興の関連施策を総合的に講じること配慮された事業計画を作成するものとする。なお、事業計画は、農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成13年8月3日付13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官依命通知）に基づき作成される農村振興基本計画（以下「基本計画」という。）又は基本計画に準ずる計画（以下「準ずる計画」という。）に即した内容となっているものとする。

### (1) 事業計画に定める事項

総合整備事業を実施することにより、地域の特色ある営農確立による農業者の所得確保や農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編や整序化、新たな就業機会の創出に資するよう定めるものであって、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事業が本事業の中で実施される場合には、事業実施主体は、当該事業計画に次に掲げる事項を定めるほか、同法第7条及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 基本計画等における事業計画の位置付け
- イ 事業の目的
- ウ 事業の目標及び指標
- エ 事業計画区域の範囲
- オ 工事計画
- カ 費用の総額及びその内容
- キ 工事の着手及び完了予定時期
- ク 事業実施主体

- ケ 効用
- コ 費用負担の方法及び資金計画
- サ 施設の予定管理者及び（予定）管理方法
- シ 地域住民活動の計画
- ス 関連事業
- セ 農村振興の関連施策

(2) 事業計画の対象区域（以下「事業計画区域」という。）は、整備計画を作成した区域のうち、総合整備事業の受益地となる農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域（以下「生産区域」という。）及び長期的な営農の再開が見込めない耕作放棄地又は地域での話し合いにより今後、従前の営農継続が困難であると見込まれる農用地において粗放的な管理を行う区域（以下「粗放的管理区域」という。）とする。

(3) 総合整備事業を実施する生産区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和40年法律第58号）第8条第1項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象として作成するものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて対象とせざるを得ない場合には、当該農用地区域以外の区域を対象とするものとする。

(4) 都道府県知事が事業計画を作成する場合には、あらかじめ関係市町村長と十分連絡調整を図るとともに、都道府県知事は、事業計画を作成した場合には当該計画を当該市町村長に通知するものとする。

(5) 別表区分の欄2の事業種類の欄(7)に掲げる事業で施設集約整備を実施するに当たっては、整備計画において、次に掲げる事項を定めるものとし、別記様式第10号その2によるものとする。

ア 計画の概要

イ 事業で撤去する農業生産、農村活性化等を目的として利用される施設（以下「農業農村施設」という。）の概要

ウ 農業農村施設の撤去に附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道、農道その他農業生産基盤施設（以下「農業集落道等」という。）の概要

エ 撤去施設の機能の集約先施設の概要及び利用計画

オ 撤去された農業農村施設用地の跡地利用計画

カ その他必要な事項

2 事業計画の作成に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第8条及び第9条に規定する農業振興地域整備計画その他の農業・農村の活性化に関する振興計画等との調和に配慮するとともに、地元関係者、関係団体等の意向を十分考慮しなければならない。

3 事業計画は、当該計画に定められた農業生産基盤、農村振興環境等の整備を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域における農業生産活動の活性化と農村の健全な発展に寄与することが明らかなものでなければならない。

- 4 事業実施主体は、総合整備事業を実施するに当たって必要があるときは、土地改良法その他の法令による所要の経路を踏むものとする。「所要の経路」とは、例えば土地改良事業の計画概要の公告、土地改良法第3条に規定する資格を有する者の同意徴収、土地改良区を設立する場合にあってはその認可申請、換地を伴う場合にあつては換地計画の決定経路などとする。なお、土地改良事業の計画概要は、別記様式第3号とすることができるものとする。
- 5 要綱第5の2の農村振興局長が別に定める事項は、次に定めるとおりとし、別記様式第9号によるものとする。
  - (1) 地区の概要
  - (2) 地区における農用地の現況及び問題点
  - (3) 地域における農業の振興方向
  - (4) 第3の2に掲げる採択要件に係る方針
  - (5) 生産基盤整備の内容
  - (6) 営農支援の体制
- 6 1の準ずる計画とは、次の事項が検討されている計画とする。
  - (1) 計画にかかる地域の情勢と診断
    - ア 地域の情勢
    - イ 地域の診断
  - (2) 計画に係る地域の将来像
    - ア 地域の将来の望ましい姿
    - イ 農村振興のテーマ
    - ウ 農村振興の目標
  - (3) 農村振興に関する施策の基本方針
    - ア 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策
    - イ 推進プログラム
    - ウ 地域住民等の参加の方針
  - (4) その他農村の振興に関連する事項

## 第6 採択要件

- 1 要綱第6の1の農村振興局長が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 別表区分の欄1及び2の事業種類の欄に掲げる事業から2以上を実施し、かつ、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)までに掲げる事業のうち1以上の事業を行うものであつて、その受益面積の合計が、おおむね10ヘクタール以上であること。ただし、別表区分の欄2の事業種類の欄(5)又は(7)に掲げる事業を実施する場合にあっては、受益面積の合計が、おおむね5ヘクタール以上であること。なお、別表区分の欄1の事業種類の欄(9)に掲げる事業を実施する場合には以下の要件を満たすものとする。
    - ア 事業計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区

域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。  
イ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること。

- (2) 農業の生産条件及び農村振興環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わせられており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。
- (3) 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

2 総合整備事業を県営事業で実施する場合、以下に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入その他地域の環境、国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。
- (2) 事業内容が、リゾート、観光、農村産業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。
- (3) 別表区分の欄1の事業種類の欄(9)に掲げる事業を実施する場合、事業計画区域は、生産区域において次に掲げる要件を満たす地域であること。
  - ① 地域の実情を勘案して、緊急性を要すること。
  - ② 市町村長の要請により、当該市町村の行財政事情等を勘案して、都道府県が事業実施主体となることが適当と認められること。

3 要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定事業にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(9)まで又は第5の1の(5)について、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、事業計画及び整備計画の策定に必要な事項についての調査及び検討を行うものであること。また、経営体育成促進換地等調整事業にあつては、別表区分の欄1の事業種類の欄(3)のほ場整備事業を予定している地区であつて、実施内容については、調整要領の4に掲げる業務を行うものであること。
- (2) 計画策定事業の実施期間は、2年以内とする。ただし、別表区分の欄2の事業種類の欄(8)に掲げる事業を検討する場合にあつては、この限りでない。経営体育成促進換地等調整事業の実施時期及び実施期間は、調整要領の5に定めるところによる。
- (3) 経営体育成促進換地等調整事業の実施に当たっては、この別紙によるもののほか、調整要領に定めるところによる。

## 第7 事業の申請等

1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択

を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の1の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下この別紙において同じ。）に提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 要綱第7の1の事業採択申請書等は別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第7号から別記様式第10号まで、別記様式第12号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第2号により作成するものとする。

5 都道府県知事は、市町村から、事業計画の概要表等（以下この別紙において「計画概要表等」という。）を添付して新たに総合整備事業を実施したい旨の報告があったときは、計画概要表等を地方農政局長等に提出するものとする。

## 第8 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

1 事業の実施が技術的に可能であること。

2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。

3 食料・農業・農村基本計画又は地域農業の方向に沿ったものであること。

4 農地の生産条件、担い手の営農状況等に沿った整備であること。

5 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。

6 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。

7 用水及び排水の計画基準が適正であること。

8 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。

9 地域の環境との調和に配慮されていること。

## 第9 計画の変更等

1 都道府県知事は、事業実施主体が事業計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式第5号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等へ提出するも

のとする。なお、「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 別表事業種類の欄に掲げる事業の新設又は廃止
- (2) 総事業費の変動であって、物価又は労賃の変動によるものを除く 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- (3) その他主要工事の著しい変更

2 都道府県知事は、市町村から事業計画の重要な部分の変更を行った旨の報告があったときは、別記様式第 5 号により事業計画等変更手続報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

## 第10 事業の達成状況報告等

- 1 都道府県知事は、地方農政局長等に総合計画に定める事業の目標の取組状況について、事業施行後、実施期間の中間年で、それまでの状況を別記様式第 6 号その 1 により当該年度の 12 月末日までに報告するものとする。なお、市町村等が事業実施主体となる場合にあっては、市町村等の長は、取組状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に取組状況を地方農政局長等に、当該年度の 12 月末日までに別記様式第 6 号その 1 により報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、地方農政局長等に総合計画に定める事業の目標の達成状況及び作付実績（以下「達成状況等」という。）について、事業完了年度から 5 年度後まで毎年度、当該年度の達成状況等について、翌年度の 12 月末日までに別記様式第 6 号その 2 により報告するものとする。なお、市町村等が事業実施主体となる場合にあっては、市町村等の長は、達成状況等を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に、事業完了年度から 5 年度後まで毎年度、当該年度の達成状況等について、翌年度の 12 月末日までに別記様式第 6 号その 2 により報告するものとする。ただし、目標を達成した場合は以後目標の達成状況の報告は求めず、作付実績の報告のみ求めるものとする。
- 3 2 の結果、達成状況等が十分でない認められる場合、地方農政局長等は、速やかに事業実施主体に対して、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- 4 事業実施主体は指導を受けた際、別記様式第 6 号その 3 により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の 12 月末日までに、別記様式第 6 号その 2 により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局長等に報告するものとする。

## 第11 事業の推進

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業計画の作成及び本事業の実施の適正かつ円滑な推進のため

めに必要な助言、指導その他所要の措置を講ずるものとする。なお、「その他所要の措置」とは、事業計画の対象地域において、本事業を補完して活性化を促進するための各種事業の優先実施等の措置を含むものとする。

- 3 都道府県及び市町村は、事業計画の作成、事業の実施及び造成施設の維持管理に当たってその円滑な実施を図るため、事業の啓蒙、普及、指導、助言及び技術的援助を行う組織活動を推進するものとする。
- 4 都道府県知事及び市町村長は、農業・農村の活性化のために必要な他事業との調整を図り、本事業の実施の効率的な推進に努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、本事業の趣旨に即し、当該事業に係る農家等の負担額の軽減を図られるよう所要の措置を講ずるものとする。

## 第12 災害等における緊急事業

農村振興環境整備事業について、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

## 第13 助成

- 1 要綱第8の助成となる経費は以下のとおりである。

- (1) 本事業の実施に要する経費

- ① 工事費

- ア 純工事費
- イ 測量設計費
- ウ 船舶機械器具費
- エ 用地費及び補償費
- オ 換地費

- ② 交換分合事業費

- ③ 計画策定事業費（計画策定事業に限る。）

- ア 調査旅費
- イ 諸謝金
- ウ 補償費
- エ 請負費
- オ 委託費

- ④ 経営体育成促進換地等調整に要する経費（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）

- (2) (1)の②の交換分合事業費とは、交換分合事業実施主体が要する事業費とする。

- 2 本事業の実施に関し必要な資金の融資

本事業の実施に関し必要な資金については、次に掲げるところにより、日本政策金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。ただし、実施計画を策定するための事業にあっては、この限りではない。

- (1) 日本政策金融公庫資金の貸付条件は、日本政策金融公庫の業務方法書に定めるところによるものとする。
- (2) 農業近代化資金の貸付条件は、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）に定めるところによるものとする。

## 第 14 その他

本事業のうち、土地改良法による土地改良事業として実施する事業は、別表区分の欄 1 (1) から (8) に掲げる事業とする。ただし、別表区分の欄 1 の事業種類の欄 (2) の事業のうち農道橋等の保全対策に係るものを除く。

## 第 15 経過措置

- 1 令和 2 年度に中山間地域農業農村総合整備事業へ移行する地区の取扱いは以下のとおりとする。なお、要綱第 7 の 1 の事業採択申請書等は第 7 の規定によらず、令和 2 年 10 月末日までに提出するものとし、総合計画の提出をもって、本実施要領に基づき事業実施に必要な書類の提出がなされたものとみなす。
  - (1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のアのうち(サ)（集落基盤整備事業）及び(シ)（中山間地域総合整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本実施要領の規定を適用するものとする。
  - (2) 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け農林水産事務次官依命通知）による改正前の実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のアのうち(シ)（農村集落基盤再編・整備事業）及び(ス)（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本実施要領の規定を適用するものとする。
  - (3) 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生畜第 1968 号、26 農振第 1939 号、26 林整計第 840 号、26 水港第 3629 号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第 6 の 1 の (1) のイの別に定める要件を満たす地域であるとみなす。
  - (4) 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4033 号) 別紙 4 - 1（農村整備に係る運用）運用 1（農村集落基盤再編・整備事

業)に基づき事業を実施している地区であって、本事業へ移行する地区については、本実施要領の規定を適用するものとする。

(5) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1(農村整備に係る運用)運用1(農村集落基盤再編・整備事業)第3の3の(1)のイの実施要件を満たしている地区は、総合計画の作成を行うことで、本事業の実施要件を満たしているとみなすことができる。

2 農山漁村地域整備交付金実施要領(令和2年3月31日付け元農振第2687号)別紙4-1(農村整備に係る運用)運用1(農村集落基盤再編・整備事業)に基づき事業を実施する地区であって、令和3年度までに本事業へ移行する地区については、総合計画の作成をもって、本実施要領に基づき事業実施に必要な書類の提出がなされたものとみなす。なお、令和2年度で移行する地区については令和2年10月末日まで、令和3年度に移行する地区については令和3年3月末日までに事業採択申請書等を提出するものとする。

3 令和4年度までに採択された地区であって、令和5年度に別表区分の欄1の事業種類の欄(10)に掲げる事業を新設する場合又は令和5年度に新規採択された地区であって、令和6年度に別表区分の欄1の事業種類の欄(10)に掲げる事業を新設する場合は、当該事業の新設は第9に定める事業計画の重要な部分の変更に該当しないものとする。

4 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領の一部改正について(令和6年4月1日付け5農振第2606号農林水産省農村振興局長通知)による改正後の別記様式第4号、別記様式第6号の2及び別記様式第9号については、令和6年度以降から計画を行う地区(第2の2に定める実施計画策定等事業を行う、又は、これに類する事業を行う地区をいう。)又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別紙第4の3の規定については、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

別表 事業種類及び内容

区分	事業種類	事業内容
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止若しくは変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）又は農道橋等の保全対策
	(3) ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更又はこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4) 農用地開発事業	農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）又はこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5) 農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6) 客土事業	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	(8) 農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業
	(9) 土地基盤の再編・整序化事業	耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事業
	(10) 埋蔵文化財調査事業	事業区域で行う埋蔵文化財の調査

<p>2 農村振興環境整備事業</p>	<p>(1) 農業集落道整備事業</p> <p>(2) 営農飲雑用水施設整備事業</p> <p>(3) 農業集落防災安全施設整備事業</p> <p>(4) 用地整備事業</p> <p>(5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業</p> <p>(6) 情報基盤施設整備事業</p>	<p>農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備又は土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備</p> <p>家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備</p> <p>農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設又は農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備</p> <p>ほ場整備等により創出された非農用地の整備又は農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備</p> <p>地域の特色を活かした農産物の集出荷・貯蔵及びその加工・販売、生産等を目的として利用されることにより地域の所得確保や農業・農村の活性化に資する施設、農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等若しくは農泊に資する施設の整備又はこれらに附帯する施設の整備</p> <p>土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備</p>
---------------------	--	--

	<p>(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業</p> <p>(8) 農村資源利活用推進施設整備事業</p> <p>(9) 交換分合事業</p>	<p>農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強、高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修、集落基盤再編計画に基づく、農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去又は撤去跡地の整備、農業施設の新設若しくはほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業</p> <p>農村地域における農産廃棄物等の地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備</p> <p>農用地等の交換分合</p>
--	--	--